

平成18年度第1回

米子市建設工事等入札・契約審議会会議録

- 日時 平成18年8月7日(月) 午後1時から
場所 米子市役所本庁舎401会議室(4F)
出席者 委員：松原会長、竹下委員、牧田委員、西村委員、前田委員、中村委員、大山委員
事務局：森林総務部長、船越工務課長、加藤水道局総務課長、奥谷契約係長外
- 議題 (1) 入札及び契約の運用状況について
(2) 談合情報が寄せられた入札について
- その他 (1) 公開・非公開の別：議題(1)…公開、議題(2)…非公開
(2) 会議資料の有無：有り(議題(2)については非公開)
入札及び契約の運用状況資料(H17.12.1~H18.3.31)
入札及び契約の運用状況抽出案件資料 平成17年度(平成17年12月1日以降)
建設工事等入札・契約審議会追加資料(その1)
建設工事等入札・契約審議会追加資料(その2)
(3) 次回開催予定：未定
(4) 問い合わせ先：米子市総務部入札契約課(電話：0859-23-5366)

奥谷係長 本日は、案内のとおり入札及び契約の運用状況について審議をお願いする。また、追加の審議をお願いしたい。下水道工事について談合情報の寄せられた入札があった。7月4日に入札予定だったが延期した。開札の結果、情報どおりの結果であったため落札を保留している。この案件について急遽で申し訳ないが審議をお願いしたい。日程としては3時頃から談合情報について審議いただきたい。なお、入札及び契約の運用状況については公開で、談合情報に係る議題については、前回と同様に秘密会で行いたいと考えている。

議題1 入札及び契約の運用状況について

松原会長 日程の変更があったので、2時間程度、事前に各委員から抽出された案件について審議を行いたい。すべて行うことは難しいが、優先順位が高いものから審議していきたい。

下関主任 先に西村委員から事前に問い合わせのあった「N0.466の米子市民体育館石綿除去工事について一般競争入札で落札率が97.8%なのはどのような事情か。N0.392の河崎公園外柵設置工事について随意契約で落札率が71.2%なのはどのような事情か。」との問いについてお答えしたい。

米子市民体育館石綿除去工事は一般競争入札で行ったもの。地元で施工可能な業者があったため市内業者という地域要件を設定した。条件を設定する上で、危険なアスベストを取扱うため安全性を重視した。とび・土工の工種に設定し、アスベストの除去に当たって十分な飛散防止措置が可能な業者を対象とした。鳥取県でアスベスト除去の登録制度を設けているので除去作業のレベル1の登録業者という条件と(財)日本建築センターの技術審査証明を受けた業者又はその者の技術的支援が得られる業者という条件を付けて一般競争入札に付した。市内業者という地域要件を設定したため、一般競争入札ではあるが低い競争性となったと考えている。河崎公園外柵設置工事については、金額が小額なため随意契約で行った。2社から見積を取り金額の安い業者と契約した。指名選定に当たっては、施工場所が河崎のため河崎近郊の土木Dランクの業者から選定した。落札業者から材料を安く仕入れることが出来たと聞いている。その結果、低い落札率になったと考えている。

中村委員 N0.466について何社から申込みがあったのか。

下関主任 設定した条件を満たした業者はすべて参加している。

中村委員 これがすべてか。

下関主任 はい。

前田委員 作業のレベルはどちらが高いのか。

下関主任 レベル1が技術的な難易度、能力が一番高い。

竹下委員 多くの資料を求めた理由は、希望型、公募型であるにもかかわらず落札率が非常に高い。指名競争や随契であればそのようなこともあるかもしれないが、私が選択したものはすべて90%後半となっている。これはどういうことか。随契で71.2%は過去にないが、随契ではだいたい100%に近づいている。それとの関係を見ても仕入れ材料が影響するような零細企業ではない。最初の審議会が行われたころは指名が多く、自治法に規定されているとおり一般競争入札を原則とすべきと言ってきた。指名競争から希望型へ、入札方式も郵便へと改善策を行ってきたが、落札率が下がっていない。資料を見ても理由は分からない。

中村委員 審査項目が記載してあるものと斜線が引いてあるものがあるが。

下関主任 工事希望型は原則として指名審査をしない制度。条件を満たした業者は全員参加ということではじめた。設計図書を購入、対象ランク等の基本的な審査は行うが、工事成績、指名件数といった細かい審査はしない。要件に合う方は皆さん参加してくださいという制度。ただ、発注件数が土木のように沢山あるものとほとんどない工種がある。実施要領で同一工種の発注が年間5件に満たない場合は、多く参加してもらうため指名審査をしないと定めている。米子消防署改築仮設庁舎建設工事は前年の同一工種が5件以上あったため詳細な指名審査を行った。

中村委員 山陰建築工業に×の記載があるが、これは上位何社と決まっているということか。

下関主任 参加業者数が発注金額に応じて定めた一定の数を超えた場合に2割を非指名とすることになっており、この場合は9社の2割である1社を非指名とした。

中村委員 審査する必要がある場合は、全社指名か。

下関主任 はい。

竹下委員 それは工事希望型についてか。

下関主任 工事希望型のみ。

竹下委員 通常指名の場合はどうか。

下関主任 通常指名は、非常に少なくなっている。全体の1割程度の発注件数になっており、実際のところ実績等を審査する意味がなくなっている。しかも年度開始前に債務負担行為として発注する年間維持工事が大半のため、その時点では数値に差がない。

松原会長 通常指名の発注割合はどうなっているのか。

下関主任 後ほど報告する。

中村委員 168頁（市営住宅各所修繕その27工事）と174頁（市営住宅各所修繕その31工事）について見積業者はどうして選定したのか。

小西係長 市営住宅の修繕工事の場合は、Bランク、Cランクの中から修繕を依頼するように建築課で決めている。工事が少ないこともあり、基本的にはこの住宅はこの業者を中心にお願いするということに決めている。できない場合は全体の修繕業者から指名選定をする。

中村委員 一つの市営住宅で何社ぐらいか。

小西係長 通常3、4社だが、間に合わない場合には、15、16社になる。分割した形でお願いする。

中村委員 見積を取って行うのか。

小西係長 その中から安い業者と契約する。

竹下委員 資料の223頁と224頁の工事費内訳書（市道淀江中西尾線舗装改良工事）について、業者によっては簡単な記載で終わっているがこれでよいのか。

下関主任 工事費内訳書は急遽導入したものである。細かい内訳は要求しておらず、工種ごとの記載を求めている。中には数量が入ったものがあるが、これは県が求めているもので市では特段求めている。事務の煩雑さの面もある。今後については、工事の内訳をしっかりと見るといふことであれば、県並みのものが必要になることもあるのでその点も含め検討したい。

大山委員 内訳書は、米子市のフォーマットなのか。中には異なる種類のものもある。
下関主任 標準様式は、市で示している。記載が難しい場合は別紙として添付させている。
大山委員 異なっているにもかかわらずか。
下関主任 書式が揃っている方が比較し易いが、市が求めているものであれば構わない。
大山委員 内容が問題なければ良いということか。
下関主任 はい。
竹下委員 工事費内訳書について見直しがあり得るとするのは、来年度からか。それとも今年の後半からか。
下関主任 どのようなものにするのかということと実施時期については、まだ検討を行っていないので未定である。
竹下委員 単価を出すためには当然数値がある。それが出ないのは理解できない。工事区域が何mと定められているはずで、一式いくらでは点検のしようがない。積算をせずに金額が出るはずがないので一定の方式に従って提出させるべきだ。発注者が業者寄りといわれても仕方がない。
下関主任 年間250件程度ある入札すべてについて工事費内訳書を比較、検討しているわけではない。低価格入札、談合情報などの問題があったときに別途提出させた詳細な積算資料と比較をして検討していくこととしている。個々の工事ごとに詳しいデータをとっているわけではない。入札をする限りにおいては、積算資料があるはずだから提出してください。ただし、詳細なものでなくても良いとしている。もっと詳細なものが必要ということは、こちらも承知している。内部で検討をしていないのでこの場で時期等を話す状況にない。
竹下委員 落札率が下がる根拠としては、仕入れ材料とか在庫の状況とか把握しないと何も分からない。
下関主任 市と受注者との契約は、総価契約となっており、基本的には内訳を問わず総額いくらでできるのかどうかということ。落札された金額できちんと完成すればそれでよい。ダンピングや競争性に疑問がある場合に、どのような積算をしたのか調査を行うため、詳細な積算内訳を提出させ、事前に提出を受けた工事費内訳書とも比較しながら検討することとしている。
竹下委員 形骸化しているのではないか。
奥谷係長 委員の指摘については、検討をしていない段階で、時期のことは言えない。見直しの必要性は考えている。この場合の舗装の工事は簡単な工種だが、複雑な工事についての検討もした上で対応したい。
大山委員 低価格入札の273番の工事（淀江保育園重油漏れ対策工事）について失格判断基準に積算の根拠が明確であることとあるが、添付資料の他に詳細な資料があるのか。
奥谷係長 他にも詳しい資料を求めており、それに基づき積算がきちんとされているのか確認する。
松原会長 工事費内訳書は現状では不正な状況が発覚するとか、兆候が見られるときに詳細に確認している。実際には95%を超えて100%近くの入札が多く行われており、それは本当に純粋な競争が行われているのか疑問に思われている。それを考えると談合情報や低入札ではなく、現状の面目が立つような、そういう意味では見直していくのは相当急がなければならないのでは。その結果、純粋な競争になるのかは分からないが、業者が自分たちの優れたところをみせるのも入札のあり方。
奥谷係長 わかりました。
竹下委員 入札執行表で数値が、入札金額が手書きになっているものがあるが何故か。
下関主任 この入札執行表は入札会場で開札結果を筆記したもの。工事希望型はホームページで公表する関係でデータを電子化しているが、通常指名は手書きで結果を記載し公表している。
奥谷係長 委託業務は、工事希望型を導入していない。すべて通常指名で行っている。希望型と通常指名では処理の方法が違っている。下水道部だから異なっているわけでない。工事と委託の違い。
前田委員 工事N0.466（米子市民体育館石綿除去工事）で落札した業者は詳しい内訳書を提出している。他の業者は簡単な内訳書だが提出された段階でこうだったのか。
下関主任 こちらが求めているのは簡単な方。それで十分と考えているが詳しいものを出されてもかま

わない。

前田委員 この工事は、アスベスト工事でそれだけで4社しかいない。このような状況だと悪い状況を生み出しやすい。これを見て何が分かるわけではないが、内訳書について総価でいくらというのは、良い状況できちんと行われていれば良いが、審議会の委員になった後では疑わしいという気持ちでいっぱい。不正がなるべく入らないような形が良いのでは。

中村委員 数が少ない場合は市内にこだわらず市外もということはできないのか。あまりにも数が限定される。

下関主任 今回の件については、市内、市外を問わず能力的に非常に厳しい条件を付した。というのは、アスベストの被害は当時非常に問題となっており、規模的にも大きな施設で、県内で恐らく始めて改修した大規模なもの。被害を受けて鳥取県がアスベスト工事の登録制度を急遽つくった。そこには封じ込め作業や除去作業などがあり、その作業の中の最も高いレベルを求めた。それ以外に公的機関から技術証明若しくはその業者から技術的援助が得られる契約などを得ていることなど非常に厳しい条件を付けた。アスベストという危険性のあるものを扱うため、単に剥ぎ取るだけでならそう難しくはないが作業員、近隣住民、利用者などに対し安全性を確保し、十分な飛散防止措置を講じられることを条件としたため業者が限られた。更に市内業者でも施工可能な業者があったため地域要件を加え結果的に競争性が低くなった。

下関主任 先ほど質問のあった通常指名とその他の入札方式の割合について、通常指名が17年度の入札に占める割合は16.3%、一般競争入札、公募型、工事希望型は83.6%、最も多い工事希望型の割合は79.3%となっている。昨年度の通常指名は暫定予算の関係で年間維持工事を2つに分けて発注した関係で多くなっている。

大山委員 工事N0.273(淀江保育園重油漏れ対策工事)について失格基準価格調査票の下位5者のうち4社が皆同じ入札金額となっているが、この様なことがありえるのか。また45頁の低入札価格調査票に記載のある主な理由をみてもどうしてこの積算になったのか良く分からない。一般管理費欄の最小限の経費のみを積み上げた結果とはどういうことか。

奥谷係長 下位5者のうち落札者以外の入札金額が9,584,000円でみな同じ金額で不自然ではないかということだが、これは消費税を加えると調査基準価格と同額となる。公表している調査基準価格に集まることはあり得る。

大山委員 そう考えると元となる金額が決定されていて、それに合わせてと内訳書をつくったと取れてしまう。内訳書の具体的な単価なども見ていかないといけない。低入以外のものについても具体的な内訳を出してほしい。45頁(低入札価格調査表(その2))はどのように考えればよいのか。

奥谷係長 この表は総括表でそれ以前に詳細な積算資料で分析し、まとめている。

大山委員 「最小限の経費のみを積み上げた」だけでは理由として不十分では。また、「下請業者の協力が得られ金額を下げるのができた」は具体的にどのような理由で下げることができたのかというところまで調査すべき。

奥谷係長 一般管理費の部分については、その中身は会社を維持するためのもの。役員報酬などの費用で工事費の割合が決まっている。今回の場合には役員報酬等がもっと高く計上できるのに低く抑え、他の直接工事費などは削っていない。それを最小限の経費と表示した。

大山委員 そのほかの部分の削って安くしたということか。

奥谷係長 はい。低入のものについては、内訳書や下請報告書などを取り寄せながら基本的に鉄骨、コンクリートなどの品質を落とすと粗雑工事につながるのだからそのあたりもチェックしながら見積書等を審査するというのが本来の趣旨。

松原会長 下請業者の協力ということでそれだけで金額が50%になっているが。施工協力で何が下げられたのか。

奥谷係長 解体撤去工事については解体専門業者に下請けに出す。いままでの取引関係から金額に差ができるようだ。そのため今回の場合は安くできた。

松原会長 下請にしわ寄せがっていないか。

奥谷係長 下請いじめといわれる過大な下請へのしわ寄せについては、建築課が見積もり、ヒヤリングの結果、ないと判断した。

松原会長 このような案件については、市としては関心を持ってあたるのか。

奥谷係長 低価格入札は、落札決定をしたとしても発注者の技術者の増員、抜き打ち検査、市の監督員の増員などを行い、監視体制を強化する。

竹下委員 低入に限らず、希望型の落札率について、参加することに意義があるわけではないのだから、調査表の状況は当たり前のこと。希望型でどうしても99.5%の落札率になるのか。まったく整合性がない。たまたま低入だからこういった問題が明らかとなる。通常も希望も一般も公募も金額は別にしてどんな落札率なのか出してほしい。特に希望、公募型について。

下関主任 入札方式別の落札率については、工事の総括表に載せている。

竹下委員 これまで談合で公取が摘発し、落札率が95%以上はすべて談合であるとの結果がでている状況である。落札率を下げようとしているがその割には下がっていない。

下関主任 若干ではあるが前年と比べると下がっている。本日提出した追加資料その1に18年度の現在の発注状況を工種ごと、入札方式別に分類して載せている。年間の4分の1程度の実施状況だが前年と比べて下がっている。発注件数が少なく差し引かなければならないが、特に公募型で行っている大型物件で80%代の落札率となっている。表に平均落札率と加重平均があるが、単純平均だと100万円の案件も1億円の案件も1対1だが、加重平均は規模に応じて加重して算出している。これで見るとすべての入札案件を通して90%そこそこに落ち着いている。特に大型案件が下がっている。発注案件の多い土木（一般）については若干高めだが、発注の少ないものは下がっていると考えている。このまま年度最後までいってもらいたい。

奥谷係長 18年度に入って落札率は下がってきている。本日の審議は17年度が対象なので表だけを提出した。

松原会長 17年度後半の公募型の3件は97%代とかなり高いが、今年は90%を切っている。

奥谷係長 18年度の公募型は数字の上からも明らかに下がっている。しかし、落札率だけで競争性の有無を判断するのは議論の分かれるところ。オーダーメイド的なところがあるので全部95%を切らなければ不正な工事かといわれれば、工事ごとに考えなければならぬと考える。

大山委員 工事NO.339（市道葭津28号線改良舗装工事）について低入札価格調査表（その2）の一般管理費について「この工事については経営を維持し運営していく費用は見込んでいない」とあるが。

奥谷係長 会社の維持経費の部分なのでここで削ったとのこと。他の部分では工事の品質に影響が出るからとの判断。他の工事で利益を出すとのこと。

大山委員 これで経営が成り立つのか。人件費は計上してあるのか。

奥谷係長 人件費、労務費は、直接工事費に入っている。この工事の工期が1月から翌年度の7月となっており、発注件数の少ない年度当初にまたがる工事は経営上からも貴重と聞いている。発注時期も影響もある。

松原会長 他に0査定という事例はあるのか。

奥谷係長 ほとんど見たことがない。

中村委員 工事NO.324（高瀬川改良工事）は参加者が1社だが、その理由は。

下関主任 恣意的な指名の排除と業者の受注意欲を反映するために工事希望型を導入したが、発注量が減少する中で応募者がいないということは想定していなかった。そのため参加者が1社のときに中止するという規定を設けていなかった。誰が申込みのかわからないため競争性は確保されていると判断した。ただ、これ以後の案件については、競争性を十分確保する上から参加者が1社の場合は入札を中止する旨の入札条件を付すこととした。

奥谷係長 後日、参加をしなかった業者に聞いたところでは、この金額で是非受注しようとする工事ではなかった、技術者の配置の問題で参加しなかったとの話を聞いた。

- 中村委員 仕事内容によって金額の割にはおいしいものとそうでないものがあるのか。
奥谷係長 それぞれの業者で技術者を配置、受注具合などによって判断が違う。国、県の発注もあるの
であちらの方が良いと考えることもある。
- 中村委員 淀江保育園重油漏れ対策工事はたくさんの参加者があるが。
奥谷係長 発注が減っているの、多くの参加者があるのが当然と考えている。
中村委員 それほどこの2つの工事は、金額や内容に違いがあるのか。
奥谷係長 業者側の考え方なのでこれ以上は分からない。
竹下委員 過去5年間の指名停止状況について資料を求めたが、大成建設はこの5年間に4回の指名停
止を受けている。以前の審議会でも指名停止を受けた業者が指名停止の期間が終わればすぐに
入札に参加している。期間が短過ぎる。回数に応じて処分を重くしていくべき。年間に何回か
処分を受けると数年間は入札に参加させないということも検討すべきだ。水道局の粗雑工事に
ついて指名停止が1ヶ月となっているが、粗雑工事を防ぐためにペナルティとして業者の評価
を下げるなり1年間は入札に参加させないというようなことを考えるべき。落札率の問題につ
いては、粗雑工事を防ぐ点から落札率が高いのもやむを得ないという状況があるがそのこと
について事務局の考えは。
- 奥谷係長 市で指名停止措置要綱を持っているが公契連のモデル案に準じて作っている。国、県、他の
市町村のほとんども同じ。その中で繰り返し指名停止を受ける業者については加重措置があり、
全国的に運用されている。期間にしても国、県等の措置を参考にして決定している。米子市だ
けが軽いわけではない。
- 小野川係長 指名停止は水道局の指名審査委員会で決定するが、それに先立ち原因が製品によるものか、
施工の不手際によるものか調査を行う。期間は3ヶ月程度。指名停止以外のペナルティとして
は市の取扱いと合わせており、格付において指名停止期間に応じ減点を行う。以前はランクを
下げていたが現在は減点方式に変更した。
- 竹下委員 1ヶ月ではないのか。
小野川係長 調査期間に1ヶ月程度を要するため、その期間は指名を保留している。実質3ヶ月。
松原会長 損害賠償請求とあるが、誰に対してか。
小野川係長 濁水が発生したため放水の水道代、被害を受けたお客さんへの減額した水道代、職員の時間
外手当、復旧のための応援業者への費用など実際に水道局として被害を受けた金額を請求した。
- 松原会長 市の工事でも同じように損害が出たら損害賠償請求となるのか。
奥谷係長 一般的に粗雑工事による損害は、損害賠償の対象になると考えている。
松原会長 そこが大事。過剰な圧力をかける低入札でも下請けが補償しなければならない。補償しな
ければならないと逆に受けないという効果がある。
- 奥谷係長 粗雑工事については、全国的な問題で、そのため総合評価方式が検討されている。
竹下委員 入札辞退届について技術者の問題、手持ち工事など辞退の理由があるはずだが、このよう
な紋切り型では分からない。申込だけして辞退すればよいという風潮になるのでは。
- 下関主任 入札辞退届については、標準様式をホームページに掲載しており、理由を記載する必要がな
いものとしている。入札の参加も辞退も自身の自由な意思ですべき。必要があれば理由を後
日尋ねることはあるが、届出の際にはプレッシャーを与えることがないようにしている。
- 竹下委員 辞退は年間どのくらいあるのか。
下関主任 それほど多くない。自身の意思で申込みので辞退はあまりない。市外向けの大型案件につ
いては配置技術者の重複の関係から頻度としては市内向けより多い。
- 奥谷係長 大型の案件は公募型なので申込から開札までの期間が長いため、重複して他の発注案件に申
込むこともある。先に落札してしまえば後の案件は辞退することになる。
- 中村委員 外浜処理区下水道工事实施設設計委託について同じような業者を指名して行われている。結果
を見ると異なる業者が受注している。その1からその4の資料を見ないと良く分からないが、
順番に落札しているのでは、本当に競争が行われているのか。

奥谷係長 1から4までの資料は、今手元がないが、落札率は確かに高い。同じような業者になるのは
工事業者ほど業者がおらず、能力のこともあるので似たような指名となることがある。

中村委員 改善方法は、

奥谷係長 地元経済の活性化のため地元業者優先の発注を基本とし、その中での指名をしている。今こ
こで改正案を示すことはできない。

中村委員 1から4の資料の提出を。

奥谷係長 後日、送付する。

松原会長 米子市に貢献しているということは重要なこと。そこら辺も含め検討してもらいたい。

竹下委員 9月に市民オンブズの大会がある。米子市の談合情報の取扱いなども報告する。5000万円以
上の工事について国、県を含め全国的に調査した。その中で米子市の状況がどうなのか後日報
告したい。

松原会長 それでは入札及び契約の運用状況に関する審議はこれで終わりにする。

..... (休 憩)

議題 2 談合情報が寄せられた入札について 【 非 公 開 】